

暫定議題
第11回生態学的関連種作業部会
2015年3月3-6日
日本、東京

1. 開会

1.1 議題の採択

1.2 文書リストの採択

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、事務局に対して会合文書を提出している場合、それぞれの文書を特定の議題項目に割り当てるよう要請されている。

1.3 ラポルツアーの任命

メンバーは、議題項目4及び5の一部にかかるラポルツアーを指名するよう要請されている。さらに、会合報告書に盛り込むため、会合文書の説明者は、自身が説明した文書にかかる簡潔なパラグラフを提供することが要請されている（年次報告書は除く）。

2. 年次報告書

メンバー及びCNMは、合意済みのテンプレートに従ってERSWGに対する年次報告書を作成し、これを提出する必要がある。報告書は、テンプレートの中で特定されている全ての情報を含むことが期待されている。参加者は会合前に報告書を読了しているものと見なされ、この議題項目は報告書を明確化するための質問に当てられるものである。

2.1 メンバー

2.2 協力的非加盟国

3. ERS 作業部会に関連する他の機関の会合の報告書及び／又は結果

CCSBT のERSWGにおける長期的なオブザーバーの地位を有する全ての機関

(http://www.ccsbt.org/site/observers_attendance.phpを参照)は、会合に参加し、会合に対して報告を行うよう要請されている。また、メンバー及びCNMは、ERSWG会合に参加していない機関に関連する報告を行うことができる。事務局は、2015年1月に予定されているはえ縄オブザーバー計画の調和に関するまぐろ類RFMO 合同混獲作業部会の結果について報告する予定である。議長は、合同混獲技術作業部会にかかるその他の活動について報告する予定である。その他の機関からの情報が後段の議題項目に特に関連している場合には、詳細な情報は、この議題項目ではなく、後の議題項目において説明されるものとする。

4. ERSに関する情報及び助言

この議題項目は、SBT 漁業によって生じるERS へのリスクに関する評価、及びこれらのリスクを緩和するために必要と考えられる追加的なあらゆる措置の特定を進めるための重要な議題項目である。メンバー及びCNMは、以下の議題項目に関して、会合前に文書を作成し、これを提出することが要請されている。ERSWG10において、ERSWG11までに作業を実施するよう特に要請された事項は、関連する以下の小議題項目の注釈のとおりである。

4.1 海鳥類

In accordance with standing instructions, the Secretariat will request ACAP and Birdlife International to provide updated information on the seabirds likely to be caught by SBT fisheries, including population status summaries and reviews of mitigations measures.

継続的な指示に従い、事務局は、ACAP及びバードライフ・インターナショナルに対し、SBT 漁業において捕獲される可能性がある海鳥に関する更新情報（個体群状態の概要及び混獲緩和措置のレビューを含む）を提供するよう要請する予定である。

4.1.1 資源状態に関する情報

4.1.2 他の関連漁業からの情報

4.1.3 生態学的リスク評価

改善及び更新、並びに全世界の資源評価に関するさらなる作業を実施することとしている。

事務局は、特に海鳥に関するリスクが浮き彫りとなるよう、SBT漁獲努力量の水準及び分布の概要を作成する予定である。

4.1.4 ERS死亡量の推定値及びこれに伴う不確実性

4.1.5 混獲緩和措置の評価

参加者は、混獲緩和措置の有効性の評価のための直近の調査結果を報告するとともに、現行及び計画中の緩和措置の調査に関する更新情報を提供する必要がある。

また、会合は、SBT漁業のリスクの低減に関して海域ごとのRFMOで採択されたERS措置の有効性を評価するとともに、SBT漁業の特徴を考慮した上で、SBT漁業に追加的又は別途の措置が必要と考えられるかどうかについて助言を行う必要がある。事務局は、他のまぐろ類RFMOにおけるERS混獲緩和措置に関する文書を通常どおりに更新し、これを提出する予定である。

本議題項目の主要な要素は、海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会(SMMTG)の報告書(SMMTG会合を通じて策定されたスコーピングペーパー「SBTはえ縄漁業における海鳥保存措置の有効性の評価及びモニタリング手法」を含む)にかかる検討である。SMMTGは将来の作業に関するいくつかの勧告を行っており、これらの勧告は、議題項目5.2.1又は10といった他の議題項目に割り当てられていない限り、ここで議論されることとなる。

4.1.6 CCSBT漁船に適用し得る混獲緩和措置の勧告

ERSWGは、海鳥類についてSBT漁船に適用し得るあらゆる関連措置について検討する必要がある。また、この議題項目は、拡大委員会に勧告を行う保存管理措置について検討するためのものでもある。

ERSWG9は、高リスク海域では、混獲緩和措置のベストプラクティスである三つの措置の全てが適用されるべきであることを認識したが、ERSWGは、この水準の混獲緩和が必要な高リスク海域を特定していない。メンバーは、本件に関する文書について検討する必要がある。

4.2 サメ類

4.2.1 資源状態に関する情報

4.2.2 他の関連漁業からの情報

4.2.3 生態学的リスク評価

ERSWG10は、メンバーが、SBT漁業において捕獲される海鳥以外の種(特にサメ類)のERAに関する文書を作成するよう奨励した。

4.2.4 ERS死亡量の推定値及びこれに伴う不確実性

ERSWG10の作業計画は、ニュージーランド主導の下、日本、ニュージーランド及びオーストラリアが、次回ERSWG会合までにニシネズミザメの資源評価をともに実施することとしている。この作業の進捗状況が会合で報告されることが期待されている。

4.2.5 混獲緩和措置の評価

議題項目4.1.5の注釈の最初の二つのパラグラフを参照されたい。

4.2.6 CCSBT漁船に適用し得る混獲緩和措置の勧告

¹ ERSWG9は、この項目が将来のERSWG会合において独立した議題項目とされることを明確化した。

ERSWGは、サメ類についてSBT漁船に適用し得るあらゆる関連措置について検討する必要がある。また、この議題項目は、拡大委員会に勧告を行う保存管理措置について検討するためのものでもある。

4.3 その他のERS

事務局は、IOSEA海亀覚書 (IOSEA-Turtles) から得た新たな関連情報について、会合に情報提供を行う予定である。

4.3.1 資源状態に関する情報

4.3.2 他の関連漁業からの情報

4.3.3 生態学的リスク評価

ERSWG10は、メンバーが、SBT漁業において捕獲される海鳥以外の種のERAに関する文書を作成するよう奨励した。

4.3.4 ERS死亡量の推定値及びこれに伴う不確実性

4.3.5 混獲緩和措置の評価

議題項目4.1.5の注釈の最初の二つのパラグラフを参照されたい。

4.3.6 CCSBT漁船に適用し得る混獲緩和措置の勧告

ERSWGは、その他のERSについてSBT漁船に適用し得るあらゆる関連措置について検討する必要がある。また、この議題項目は、拡大委員会に勧告を行う保存管理措置について検討するためのものでもある。

4.4 SBTの資源状況に影響を与え得る捕食種及び餌料種

メンバーは、この議題項目に対し、ERSWGの検討に供するための関連文書を提出する必要がある。さらに、ERSWG10の作業計画は、ニュージーランドが、同国による胃内容物に関する作業の最終報告を行うこととしている。

5. ERS データ要件

この議題項目は、ERS に関する SBT 漁業の影響をモニターするとともに、混獲緩和措置の有効性を評価するためのデータ要件について議論するものである。また、この議題項目は、データの改善につながる取組を網羅することを意図したものである。

5.1 ERS データ交換

ERSWG10 における合意を踏まえ、事務局は、会合までに前回の ERSWG データ交換の概要を提供する予定である。この議題項目は、データ交換プロセス及び情報に関する変更について検討する機会を提供するものである。

5.2 オブザーバーデータ

5.2.1 オブザーバー計画に関する SMMTG 勧告の検討

SMMTG は以下について勧告を行った：(1) オブザーバー計画において提供されるべき重要な指標、(2) オブザーバーデータの品質の改善につながる活動、(3) BMIS といったポータルサイトを通じたまぐろ類RFMO のオブザーバー文書、フォーマット及び手続きの共有。これらの勧告はここで検討される。

5.2.2 CCSBT 科学オブザーバー計画規範改正案

ERSWG10 は、ERS データ要件を考慮した CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) の改正案を作成した。この改正案については、投縄ごとの海鳥混獲緩和措置の記録にかかる提案に関して一部の ERSWG メンバーが懸念を表明したこと、及びサメ類及び海鳥類の生存状況の定義に関するさらなる作業が必要とされたことから最終化されていない。ERSWG 議長はサメ類の生存状況に関する作業の調整を支援することに合意し、ACAP は海鳥類の生存状況の定義に関する作業の調整を申し出た。それ以降に、遵守委員会により SOPS 改正案への微修正が施された。さらに、はえ縄オブザーバー計画の調

和に関するまぐろ類RFMO 合同混獲作業部会会合は2015年1月に開催予定であり、当該会合の結果はSOPS改正案の検討に関連するものと考えられる。ERSWGは、SOPS改正案について、2015年の拡大科学委員会及び拡大委員会が検討することができるよう、今次会合においてこれを最終化することが望ましい。

5.3 電子モニタリング

電子モニタリングシステムの開発が継続中である。この議題項目は、参加者がこの分野の進捗状況について報告する機会を提供するものである。

6. 普及啓発活動

メンバーが実施した普及啓発活動については議題項目2の下でカバーされており、ここで議論する必要はない。この議題項目は、ERSに関する混獲緩和及び/又はデータ収集を強化するためにCCSBTが実施すべき新たな活動について議論することを意図したものである。

7. CCSBT パフォーマンス・レビュー

2014年にCCSBTの独立パフォーマンス・レビューが実施された。[パフォーマンス・レビュー報告書](#)はCCSBTウェブサイトにおいて入手可能である。CCSBT21は、当該報告書について検討し、報告書の関連勧告を改正戦略計画に取り込むこととした。また、拡大委員会(EC)は、技術的な勧告については関連する補助機関がレビューし、ECに対してこれらの勧告にかかる助言を行うよう示唆した。

パフォーマンス・レビュー報告書による勧告の一覧は、[CCSBT21 報告書別紙11](#)のとおりである。一覧には、各勧告に関連する補助機関を示す欄が含まれている。ERSWGは、同作業部会に関連する勧告について検討するとともに、ECに対してこれらの勧告に関する見解を提示する可能性がある。

8. 将来の作業計画

8.1 ERSWG10の作業計画の進捗状況のレビュー

この議題項目は、会合の早い段階で取り扱われる予定である。

8.2 将来の作業計画

この議題項目は、ERSWG作業計画に追加される必要がある新たな行動事項についてレビューを行うものであり、会合終了の直前に取り扱われる予定である。

9. その他の事項

10. ERS問題にかかるCCSBTの補助機関による検討の付託

この議題項目は、ERSWGからCCSBTの他の補助機関に対して特に検討を付託すべき事項に関するものである。ここには、港内検査のような遵守上のプロセスの中で海鳥関連のデータを収集するよう遵守委員会に対して助言するとしてSMMTGの提案が含まれ得る。

11. 拡大委員会に対する勧告及び助言

12. 結論

12.1. 会合報告書の採択

12.2. 次回会合の時期についての勧告

12.3. 閉会